

第2回定例北見市教育委員会会議録

(令和3年2月3日開催)



(令和3年第2回定例北見市教育委員会風景)

北見市教育委員会

令和3年第2回定例北見市教育委員会会議録

1. 日 時 令和3年2月3日(水)
開 会 午後3時00分
閉 会 午後4時06分
2. 場 所 北見市端野総合支所2階 大会議室
3. 教育長 教育長 志 賀 亮 司
出席委員 教育長職務代理者 那 須 美由紀
委 員 堀 澤 美 貴
委 員 田 尾 航 太
委 員 森 脇 正 史
4. 出席職員
- | | |
|------------|---------|
| 学校教育部長 | 佐々木 賢 一 |
| 社会教育部長 | 塩 浜 浩 二 |
| 学校教育部次長 | 皆 川 毅 |
| 社会教育部次長 | 石 崎 智 |
| 指導室長 | 小 野 朋 之 |
| 端野教育事務所長 | 田 中 喜 人 |
| 常呂教育事務所長 | 吉 竹 雅 幸 |
| 留辺蘂教育事務所長 | 宮 部 秀 明 |
| 学校教育部主幹 | 三 上 剛 |
| 指導室主幹 | 喜 多 哲 也 |
| 指導室主幹 | 尾 島 康 人 |
| 総務課長 | 阿 部 実 |
| 学校教育課長 | 中 嶋 正 弘 |
| 学校給食課長 | 野 田 雅 将 |
| 社会教育部主幹 | 伊 藤 亮 |
| 生涯学習課長 | 相 馬 英 雄 |
| スポーツ課長 | 井 上 篤 |
| 北見市中央公民館長 | 水 野 慎 吾 |
| ところ遺跡の森所長 | 山 田 哲 |
| 文化財課長 | 長谷川 和 義 |
| 北見市立中央図書館長 | 武 田 多 市 |

端野教育事務所生涯学習課長 加藤 雅 明
常呂教育事務所生涯学習課長 中 原 一 人
留辺蘂教育事務所生涯学習課長 大 林 清 司

会議録作成者 中 原 賢 仁

欠席職員 なし

5. 傍聴者 1人

6. 付議事件

議案第1号	北見市教育委員会の学齢児童生徒に係る事務に従事する市長部局職員の併任発令に関する規程の一部を改正する訓令について
議案第2号	北見市留辺蘂町開拓資料館管理規則の一部を改正する規則について
議案第3号	教育費予算案（2月補正）に同意することについて
議案第4号	令和3年度教育費予算案に同意することについて
議案第5号	北見市入学準備金貸付内定者の決定について

令和3年第2回定例北見市教育委員会議事録

(令和3年2月3日開催)

教育長
(志賀亮司) 「ただいまから、令和3年第2回定例北見市教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録作成者に中原総務係長を指名いたします。次に、前回の委員会会議録に記載した事項に関して、特に発言がありましたらお願いいたします。」

委員 「ありません。」

教育長
(志賀亮司) 「なしとの発言でありますので、会議録は作成のとおり決定いたします。

次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。署名委員には、堀澤委員、田尾委員の両名を指名いたします。

次に、教育行政について報告を求めます。なお、説明、答弁については着席のままでの発言を許します。」

学校教育部長
(佐々木賢一) (学校教育行政執行報告)

社会教育部長
(塩浜浩二) (社会教育行政執行報告)

教育長
(志賀亮司) 「ただいま報告のありました教育行政に対し、ご質疑があれば発言願います。ご質疑ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長
(志賀亮司) 「質疑が了しましたので、以上で教育行政についての報告を了します。

次に、本日 提案されております議案の審議に入りますが、議案第4号「令和3年度 教育費予算案に同意することについて」及び議案第5号「北見市入学準備金貸付内定者の決定について」が追加提案されております。

次に、議案第3号「教育費予算案(2月補正)に同意することについて」ないし議案第5号「北見市入学準備金貸付内定者の決定について」の議案3件については議会の議決を要する案件及びプライバシーに関する案件でありますことから、地方教育行政の組織及び

運営に関する法律第14条第7項ただし書きにより、非公開で審議することといたしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 ないし 議案第5号は、非公開で審議することに決しました。」

教育長 (志賀亮司) 「はじめに、議案第1号「北見市教育委員会の学齢児童生徒に係る事務に従事する市長部局職員の併任発令に関する規定の一部を改正する訓令について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。」

学校教育課長 (中嶋正弘) 「議案第1号「北見市教育委員会の学齢児童生徒に係る事務に従事する市長部局職員の併任発令に関する規程の一部を改正する訓令について 」ご説明申し上げます。

議案書、1ページから2ページ、委員会資料は、3ページでございます。委員会資料により、ご説明申し上げます。資料3ページ「新旧対照表」をご覧ください。

「入学通知書」の発行をはじめとした、学齢児童に係る教育委員会所管事務の手続きを簡素化するため、市民環境部窓口課、及び支所・出張所、並びに各総合支所等の窓口においても手続きが可能となるよう、本規程で市長部局の担当職員を教育委員会職員に併任する定めを設けて運用しているところでありますが、令和3年3月31日をもって、市民サービスセンターが廃止されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、第2条中「(市民サービスセンターを除く。)」の文言を削るものでございます。

なお、本規程の施行期日は、令和3年4月1日からとしてございます。私からの説明は、以上でございます。」

教育長 (志賀亮司) 「説明が了しましたので、これより質疑に入ります。ご質疑があれば、発言願います。ご質疑ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「質疑が了しましたので、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決することに ご異議ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長
(志賀亮司) 「ご異議なしと認めます。よって、本案は 原案のとおり決しました。
次に、議案第 2 号「北見市留辺蘂町開拓資料館管理規則の一部を
改正する規則について」を議題といたします。事務局の説明を求め
ます。」

留辺蘂
教育事務所
生涯学習課長
(大林清司) 「議案第 2 号「北見市留辺蘂町開拓資料館管理規則の一部を改正す
る規則に同意することについて」につきましてご説明させていただきます。
委員会（議案書 3～4 ページ）資料は 4～6 ページ です。
委員会資料にてご説明させていただきます。 4 ページをお開きくだ
さい。

昨年 6 月より 11 月 30 日までの工期で、改修を実施した留辺蘂町
開拓資料館であります。令和 2 年 8 月定例教育委員会において同
意いただき、同年第 3 回北見市議会で議決され改正条例により、本
年 4 月、名称が開拓資料館から武華駅通と正式に改称されることにな
ります。これに伴い付随する管理規則につきまして、所要の改正
を行うものであります。

主な改正内容ですが、まず規則名を「北見市留辺蘂町開拓資料館
管理規則」から「北見市留辺蘂町武華駅通管理規則」と改め、以下、
条文中の資料館を駅通と改めるものです。

次に、第 2 条第 1 項では、駅通資料の寄贈及び寄託を受けること
ができることを規定し、第 2 項で寄贈者の申出に係る手続きを、ま
た、第 3 項では新たに受領に関する手続きを規定いたしました。こ
れら寄贈と寄託関係の規定については、ハッカ記念館管理規則等と
同様に文言整理をしたものであります。

最後に様式についてですが、5 ページの別記様式 1 については名
称の変更を、6 ページの別記様式 2 号については新たに規定するも
のであります。

なお、この規則は令和 3 年 4 月 1 日から施行いたします。私から
の説明は以上です。」

教育長
(志賀亮司) 「説明が了しましたので、これより質疑に入ります。ご質疑があれば、
発言願います。ご質疑ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長
(志賀亮司) 「質疑が了しましたので、お諮りいたします。議案第2号について、
原案のとおり決することに ご異議ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長
(志賀亮司) 「ご異議なしと認めます。よって、本案は 原案のとおり決しました。
次に、議案第3号ないし議案第5号については、先ほど決しましたように、非公開で審議することといたしますが、審議に入る前に、事務局よりその他の 報告事項がございましたら発言願います。」

事務局 「ありません。」

※議案第3号ないし議案第5号については、議会の議決を要する案件及びプライバシーに関する案件のため、非公開で審議。

教育長
(志賀亮司) 「これにて、令和3年第2回定例北見市教育委員会を閉会いたします。」